

KPMG Insight

KPMG Newsletter
November 2015

IFRS金融商品会計
減損移行グループにおける審議内容



Volume
15

IFRS金融商品会計

減損移行グループにおける審議内容

有限責任 あずさ監査法人 金融事業部

パートナー 大川 圭美

シニア 榎本 洋介

国際会計基準審議会（以下「IASB」という）は国際財務報告基準（以下「IFRS」という）第9号（2014年版）を2014年7月に公表し、この基準は2018年1月1日より強制適用が開始されます。IFRS第9号は、将来予想を見積りに反映する「予想信用損失アプローチ」に基づき、金融資産の減損評価を行うことを要求しています。予想信用損失の測定は、評価対象の金融資産の信用リスクがその当初認識時と比べて著しく増大しているか否かで異なります。実務適用上のさまざまな問題に対処するため、IASBは減損規定の適用に係る論点を議論する移行グループ（ITG）を創設し、様々な論点について審議を行っています。

本稿ではクレジット・カードなどのリボルビング・ファシリティにおける減損の論点を取り上げ、ITGでの審議内容を紹介するとともに、9月に行われたITG会議でのその他の審議内容について概説します。

なお、文中の意見に関する部分は筆者らの私見であることを、あらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- IFRS第9号の新しい予想信用損失アプローチに基づく減損規定の適用上の論点に対処するためにIASBの下に移行グループが組織され、審議が行われている。
- 信用リスクの著しい増大の判定や将来に関する情報の予想信用損失の見積りへの反映に関する、いくつかの具体的な論点が主な審議の対象である。



おおかわ たまみ
大川 圭美
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー



えのもと ようすけ
榎本 洋介
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
シニア

I はじめに

IFRS第9号「金融商品」は2014年7月に最終基準が公表され、2018年1月1日以降開始する事業年度より強制適用されます。IFRS第9号は金融商品会計に新しいコンセプトをいくつか導入していますが、そのなかでも、金融危機における貸倒引当金の計上遅延と金額不足に対処するためにG20から導入が要求されていた「予想信用損失アプローチ」は、まったく新しいコンセプトです。IFRS第9号に規定される予想信用損失アプローチに基づく減損規定は、償却原価で測定されるローンのみならず、公正価値で測定されその変動をその他の包括利益に計上する、いわゆるFVOCI区分の債券にも適用されます。また、未だ実行されてはいないものの、信用リスクにさらされる、ローン・コミットメントや金融保証もその対象になります。

IASBはこの新たな減損規定の適用上の論点に対処するため、移行グループ、IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments（以下「ITG」という）を立ち上げました。

II ITGの位置づけ

1. ITGとは

ITGはIASBが設立した、IFRS第9号の減損規定の適用に係る論点を議論する会議体であり、銀行から6名、会計事務所から6名が参加しているほか、IASBの一部の理事とスタッフ、および、バーゼル銀行監督委員会や証券監督者国際機構（IOSCO）がオブザーバーとして参加しています。ITGの目的は、IFRS第9号の減損規定の適用上の論点の収集、分析および審議を行い、市場関係者に情報共有の場を提供するとともに、議論の内容をIASBに報告し、必要に応じてIASBにおける追加のガイダンスや解釈等の審議を促すことにあります。ITG自体がIFRS第9号に関するガイダンスや解釈を提供することはありません。

ITGは、提出された論点について審議し、審議の内容は、情報共有の一助とするために、その審議内容のまとめを公表しています。

上記の目的のため、2015年中に一通りの論点が議論されることが期待されており、4月の会議、9月の会議に続いて、12月に会議が予定されています。

2. IFRS第9号の減損規定の概略と9月までの審議状況

IFRS第9号の減損規定には3つの特徴があります。(1) 公正価値で測定されその評価差額を純損益に計上する（FVTPL）区分の金融資産を除くすべての金融資産¹に適用されること、(2) 信用事象の発生の有無にかかわらず、将来に関する予想を反映した予想信用損失アプローチにより、見積りの変動をただちに純損益に認識すること、(3) 満期までのすべての予想信用損失（全期間の予想信用損失）を認識するのは、当初認識時の信用リスクと比較して、信用リスクが著しく増大した場合であり、それまではその一部である12ヵ月の予想信用損失を認識するという2つの測定方法を採用していること、の3点です。

原則として金融資産の信用リスクの変動を当初認識時の信用状態と比較して決定するというアプローチ（相対アプローチ）が採用されているため、債務者ごとの特定時点での信用状況を管理している銀行の信用リスク管理の実態とは必ずしも合致しません。このため、相対アプローチに対応することがIFRS第9号を適用するうえでのポイントの1つです。もう1

図表1 ITGにおける審議事項の一覧

時期	審議事項	適用上のポイント
2015年 4月	① 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間	C
	② 将来の経済状況の予測	D
	③ ローン・コミットメント適用範囲	A
	④ リボリング与信枠 1. 予想信用損失の測定期間 2. 当初認識日の決定	C
	⑤ 保証付負債性金融商品の信用リスクの著しい増大の評価	B
	⑥ 発行された金融保証契約の予想信用損失の測定	C
	⑦ 予想信用損失の測定日	C
	⑧ 条件変更された金融資産の予想信用損失の測定	C
2015年 9月	① 信用リスクの著しい増大 1. 単一の閾値による判断 2. 債務者の行動指標による判断	B
	② 信用リスクの著しい増大の判定に際して12ヵ月PD ² の使用	B
	③ リボリング与信枠に係る予想信用損失の測定	C
	④ 将来に関する情報（フォワード・ルッキング情報） 1. 異なる情報の利用 2. 不確実な事象	D

1. 株式などの資本性金融商品に関して、その公正価値差額をその他の包括利益（OCI）に計上する（FVOCI）区分を適用することを選択する場合には、OCIに計上された評価差額のみならず、売買損益も純損益（PL）にリサイクルされることはありません。このため減損規定の適用はありません。

2. PD（probability of default）とは、基準日時点の件数のうち、一定期間にデフォルト状態に陥る件数の割合です。

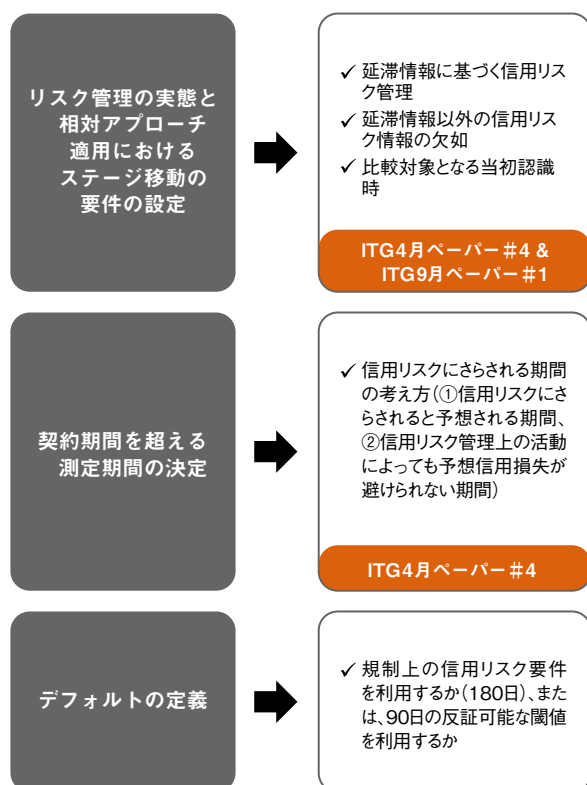
つのポイントは新たに導入された、将来に対する予想の反映、フォワード・ルッキング情報の会計数値等への反映です。このため、(A) 対象範囲、(B) 相対アプローチの適用、(C) 予想信用損失の測定上の論点、(D) 将来に関する予想の反映の4点が適用上のポイントになると考えられます。

前頁の図表1では、4月と9月に議論された審議事項を一覧にして、対応する適用上のポイントを示しています。

Ⅲ リボルビング・ファシリティにおける減損規定の適用上の課題

クレジット・カードなど、リボルビング・ファシリティは、金融機関に限らず流通業等の非金融グループの金融子会社でも扱われています。これらはIFRS第9号の減損規定の対象であり、その特性ゆえにいくつかの適用上の論点があります（図表2参照）。

図表2 実務上の論点～リボルビング商品の課題



1. ステージ判定

リボルビング商品に関しては、多くの場合、取組時の信用状況の確認と、その後の延滞情報が信用リスク管理の柱であり、取組時に確認した信用状況のアップデートなどは行われず、延滞情報以外の行動指標が信用リスク管理に適時に反映されていないのが日本における一般的な管理実務であると考え

られます。しかし、相対アプローチでは、フォワード・ルッキング情報も考慮したうえで、当初認識時点からの信用リスクの状況の変化に基づきステージ移動を判定することになります。このため、ステージ移動の要件を設定する際には、延滞情報のほか、「過度なコストまたは労力を要せず入手可能な、合理的で裏付け可能な情報」である限り、フォワード・ルッキング情報を含むその他の指標の検討も必要になります。基準上は、延滞情報以外の情報が入手可能ではない場合には、延滞情報のみをステージ移動の要件に使うことも容認されています(IFRS9.5.5.11)が、30日超延滞の場合には信用リスクの著しい増大があるとする反証可能な推定規定は、その情報の遅行性が問題視されているところでもあり、より将来予測を反映した情報を活用する要件設定の検討が必要であると考えられます。

9月のITG会議では、信用リスクの増大を債務者の行動指標により決定できるかが審議されました。会議に提示された行動指標は以下の3つです。

- ① 一定期間、最低支払額の支払いのみが行われている。
- ② 他の債権者に対して支払いが延滞している。
- ③ 一定回数、最低支払額の支払いが行われなかったことがある。

ITGのメンバーは、信用リスクの増大との関連性が証明できる行動指標を判定に利用することについて同意しています。しかし、過度なコストまたは労力を要せず入手可能で、著しい信用リスクの増大を合理的に裏付ける情報が何か特定し、ステージ移動に反映させるためにモデル化するには時間もかかるであろうことが予想されます。参照される情報とステージ移動判断モデルは今後基準が適用されるまで、さらに適用された後も継続的に改善していく努力が企業に期待されているものと考えられます。

さらに会議では以下の意見が出されました。

- 過度なコストなしに入手可能な第三者の情報は検討すべきである。ただし、入手可能性は国・地域によって異なる。
- 行動指標（特に上記①～③のようなもの）は遅行指標であることが多い。
- 延滞などの過去情報に加え、延滞が生じるより前に著しい信用リスクの増大が認識できるように、将来予測の情報を追加的に反映させる必要がある。

さらに、ステージ移動の判定のためには、当初認識時の信用リスクの判定が不可欠ですが、クレジット・カードのようなリボルビング商品については、当初認識時点をどの時点とするのかを特定することが必要です。4月のITG会議では、異なる種類の商品への変更（たとえば、学生用クレジット・カードから標準的なクレジット・カードへの変更）や与信限度額の変更が例示されました。

2. 測定期間

リボルビング商品は、契約期間を最長の測定期間とするという原則（IFRS9.5.5.19）の対象外であり、企業が信用リスクにさらされる期間で、かつ、信用リスク管理上の活動によっても予想信用損失が避けられない期間におけるキャッシュ不足額をベースに予想信用損失を算定するという例外規定（IFRS9.5.5.20）の対象です。このため、予想信用損失の測定期間として、当該期間の特定が必要です。リボルビング商品の測定期間については、4月のITG会議でも審議され、以下のようなコメントが出されています。

- 予想信用損失を見積もる期間は、企業のエクスポージャーに対する管理体制（セグメントに分解し、階層化する能力を含む）により異なる。
- ステージ1のエクスポージャーについては、今後12ヵ月間で予想される引出率を加味して予想信用損失計算の対象となるエクスポージャーを決定する。また、12ヵ月PDを使用する場合であっても、残存期間にわたるキャッシュ不足の見積りをベースに予想信用損失を計算する必要がある。
- ステージ2のエクスポージャーについては、ステージ1への回復率も考慮する必要がある。
- いずれのステージにおいても、予想信用損失の測定に際しては、IFRS9 B5.5.40に示される3つの要素（信用リスクにさらされる期間、信用リスクの著しい増大からデフォルトまでの期間、与信枠の減額や解消など信用リスク管理に基づき取られる手法）のすべてを検討しなければならない。信用リスク管理の一環として採用される手法を考慮するため、信用リスクにさらされる期間は、行動特性に基づく期間より短くなることもある。

3. デフォルトの定義

予想信用損失の測定において、デフォルトの定義は基準で定められていないため、各企業は、IFRS第9号が設定する90日超延滞の閾値を利用するか、または、規制上の要件（たとえば例外的に認められる180日超延滞）を利用するか、の決定が必要となります。

は、全期間の予想信用損失を認識しなければなりません。判定にあたり、当初認識時の信用リスクと評価時点の信用リスクを比較する必要があります。当初認識時の格付や全期間PD（Lifetime PD）を利用してこの比較を行うことが基準上は想定されていると考えられます。

（1）信用リスクの増大を単一の閾値を参照して決定できるか（提示された論点）

小口のリテール・ローンについて1（最高）から10（最低）までの内部格付を付与して管理しています。取組時において格付1から5の債務者に対してのみ特定商品Aの新規貸し出しを実行しており、その際の契約条件は金利も含めて同一です。この場合、同一の契約条件（プライシング）であれば、内部格付5より下になることをもって（単一の閾値）、「信用リスクの著しい増大」と判定することは可能でしょうか。

（審議内容）

信用リスクが当初認識時と比較して著しく増大したかどうかが重要であり、契約条件が同一であることのみをもって単一の閾値を利用することが認められるわけではないという点でメンバーはおおむね同意しました。さらに以下の意見が提示されました。

- 著しい信用リスクの増大を判断する際のポートフォリオの細分化の程度の問題であり、エクスポージャーの同質性やマクロ経済指標に対する感応度に応じて適切に区分することが重要
- 格付遷移が判断基準として適切な場合はそれが残存期間にわたる信用リスクの増大を表すものである場合であり、短期間の信用リスクの変化を表すものである場合には適切ではないため、各銀行の格付方法に応じて慎重な検討が必要
- IFRS第9号の設例6ではPDが著しく増大する内部格付に着目しており、特定の閾値を設ける場合には、当初認識時の信用リスクが類似しており、かつ閾値以下での信用リスクの変動が重要ではないことを示していることが必要
- 信用リスクの著しい増大は個々の債権単位で判断されるべきものであるが、リテールポートフォリオでは個々の債務者の信用状況に関する情報が限られるため、マクロ経済要素など集合的に検討されるべき要素をも考慮しての判断が必要

IV その他の9月会議の内容

2015年9月16日に開催された第2回目の会議で審議された論点とそれぞれの審議内容は以下になります³。

1. 信用リスクの著しい増大

当初認識時と比較して信用リスクが著しく増大した場合に

2. 信用リスクの著しい増大の判定に際して12ヵ月PDの使用

信用リスクの著しい増大の有無を判定するにあたり、当初認識時のLifetime PDと評価時点のLifetime PDを比較することが必要ですが、12ヵ月PDの変動がLifetime PDの変動の近似値である場合には、12ヵ月PDをステージ判定に利用することが可能とされています（IFRS9 B5.5.13）。なお、12ヵ月PDを利用することが適切でない場合として、以下が例示されてい

3. 2015年4月のITG会議と同様に審議内容のまとめはITGから公表されることが予定されています。本稿に記載の内容は会議の様子を視聴してまとめたものであり、IASBが公表するまとめとは異なる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

ます (IFRS9 B5.5.14)。

- 翌12ヵ月以降に初めて重大な支払義務がある場合
- マクロ経済またはその他の信用リスクに関する要素の変化が12ヵ月PDに十分反映されない場合
- 信用リスクに関する要素が変化し、12ヵ月を超える期間の信用リスクにより顕著な影響が及ぼされる場合

(提示された論点)

12ヵ月PDを利用する場合には、その変動がLifetime PDの変動の近似値であることが要求されていますが、12ヵ月PDを利用できるかどうかをどのように判断すべきでしょうか。

以下の3つのアプローチが提示されました。

- 毎回Lifetime PDと12ヵ月PDを算定し、両者を比較する「定量的アプローチ」
- マクロ経済要因等の変化を検討し、変化があり12ヵ月PDを使用することが適切ではない場合に、Lifetime PDを算定する「定性的アプローチ」
- Lifetime PDの変動を反映する調整後12ヵ月PDを利用する「再測定アプローチ」

(審議内容)

基準では特定のアプローチを定めていません。企業は12ヵ月PDに基づく分析が適切か否かを検討する際に留意が必要であり、その判断に疑義が生じるような状況の変化が生じているか否かを各評価時点で判断することが必要です。

9月の会議では以下のような留意事項が提示されました。

- 12ヵ月PDの利用の可否については、商品の特徴だけでなく、状況によっても異なるため、継続的な検討が必要
- 分析方法は残存期間によっても異なると考えられ、残存期間も考慮した適切なポートフォリオ区分が必要
- 信用リスクの著しい増大の評価のために12ヵ月PDを代用できることは、全期間の予想信用損失の測定に12ヵ月PDを代用できないことではないことを周知することが必要
- 著しい信用リスクの増大の判断方法について十分な開示を行うことが重要

3. リボルビングの与信枠に係る予想信用損失の測定

(提示された論点)

リボルビング与信枠については、顧客がデフォルト状態に達した際には、あらかじめ契約された与信枠を超えて引き出されることがあります。契約上定められた与信枠を超える将来実行額も予想信用損失の対象に含めるべきでしょうか。

(審議内容)

基準上、信用損失は契約キャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローの差額とされており (IFRS9 Appendix A)、与信

枠を超えた実行額は契約に基づかないため、原則として含まれないことが同意されました。

ただし、以下の点について注意が必要との指摘がありました。

- リボルビング・ファシリティの信用リスク管理において通常期間のみならず金額についても行動特性をベースに行っているという実態があるため、リスク管理実務と会計との差異が生じること
- 与信枠を超える貸付残高について契約上の義務が生じないのかどうかについては法的観点からも検討が必要
- リボルビング・ファシリティでは絶対的な信用枠が契約に含まれていない場合もあるため、「与信枠」が明確でないコミットメントも存在すること

4. フォワード・ルッキング情報

予想信用損失アプローチでは、フォワード・ルッキング情報を測定のみならず、ステージ移動の判定においても加味することが必要です。新たに導入されたコンセプトであるため、その会計情報への反映については、様々な疑問が生じています。

(1) 異なる情報の利用

(提示された論点)

予想信用損失に影響を与える情報には様々なものがあります。ある国の金融政策の変更というマクロ経済要素は、当該国の銀行に影響を与えますが、その程度は銀行により異なります。また、失業率は一般的に予想信用損失と関連性があると考えられますが、LTV (Loan to value) の低いモーゲージローンは失業率に対して感応的ではないかもしれません。このため、同じ経済要素でも、銀行ごと、ポートフォリオごとに異なるフォワード・ルッキング情報を利用することができるでしょうか。

(審議内容)

共通の信用リスク特性を有する金融商品または金融商品のグループごとに、該当する情報を特定し、ウェイト付けを行うことが必要です (IFRS9 B5.5.16)。このため、グループにより異なる情報、あるいは同じ情報でもウェイト付けが異なります。

(2) 不確実な事象

(提示された論点)

合理的で裏付け可能な情報は、予想信用損失の見積りにおいて考慮しなければなりません (IFRS9.5.5.17)。しかし、将来事象にはギリシャのEU離脱などその発生や影響が不確実なものもあります。通常の予算や将来計画の策定において考慮されないような、これらの新たな事象や不確実な事象をどのようににまたいつの時点で考慮すべきでしょうか。発生の可能性が低いものについては、どのように取り扱うべきでしょうか。

(審議内容)

メンバーからは以下のコメントが出されました。

- 各企業は、フォーワード・ルッキング情報をどのように特定するかについてのアプローチを確立すべきであり、このアプローチは適切なガバナンスとコントロールに基づく必要がある。
- 予想信用損失は合理的かつ裏付け可能な情報を含み、かつ確率加重ベースで測定しなければならない。
- 予想信用損失はExpected lossを測定するもので、Unexpected lossを測定するものではない。つまり、ストレステストのように経済状況の悪化のシナリオに偏った測定をするべきではない。
- 各要素を別々に考慮することにより、二重に引当金を計上してしまう懸念がある。二重計上や不適切な補外は避けなければならない。

また、「合理的かつ裏付け可能な情報」について、以下のコメントが提示されました。

- 合理的かつ裏付け可能な情報とは信用リスクの変化に関連性があるかどうかであり、確率は測定において反映されるべきものである。
- 信用リスクとの関係が分かっていたとして、定量化できなければ合理的に見積もることができず、現実的でない。このような場合には分析における十分な文書化や見積りに反映されなかった将来情報の開示が有効であろう。

IASBの理事およびスタッフは、10月以降のIASB会議に、ガイダンスの要否を検討するため、論点を報告し審議することを予定しています。なお、次回のITG会議は12月11日に予定されています。その後の会議は予定されていませんが、ITGは引き続き存続し、その後顕在化する論点について対応することが予定されています。

V おわりに

IFRS第9号の減損規定は、予想信用損失アプローチという新たなコンセプトが導入されているうえに、当初信用リスクの著しい増大を判定する相対アプローチにより信用損失の測定額が異なるため、ステージ移動の判定を行うために追加情報等が必要です。このため、適用にあたり、新たなプロセス、内部統制、ガバナンスが必要となると考えられます。ITGでの実務適用上の論点に関して、さらなる審議が行われ、必要に応じて追加的な解釈やガイダンスがIASBから適時に提供されることが期待されます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人 金融事業部
TEL: 03-3548-5102 (代表番号)

パートナー 大川 圭美
tamami.okawa@jp.kpmg.com

シニア 榎本 洋介
yosuke.enomoto@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.